

障害福祉サービスにおける地域連携推進会議について

障害者総合支援法の改正により、令和 7 年 4 月から障害福祉サービスのうち、居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながることから、地域連携推進会議の実施が義務付けられました。

今後、地域住民の皆様にも、施設等から会議への出席の依頼があると思いますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 目的

- (1) 利用者と地域との関係づくり
顔の見える関係を構築し、日頃からお互いに声を掛け合えたり、地域行事に参加できるような関係づくりを目指します。
- (2) 地域の方の施設等や利用者に関する理解の促進
施設等や障害のある方の施設等の生活に対する理解を促進するとともに、施設等やその職員と地域の人との繋がりづくりを推進します。
- (3) 施設等やサービスの透明性・質の確保
外部の目が入りにくくなりがちな居住系の施設等において、運営やサービスの透明性を確保するため、施設の状況をご覧いただきます。
- (4) 利用者の権利擁護
利用者の意思決定支援への取組について、お知らせいたします。

2 構成員（出席者）

※ 3 ～ 5 名程度

- (1) 利用者
- (2) 利用者家族
- (3) 地域の関係者（自治会、民生委員、近隣住民等）
- (4) その他（福祉・経営に知見のある方等）

3 対象サービス事業所

※ 居住系サービス

- (1) 障害者支援施設
- (2) グループホーム

4 会議の内容（例）

※ 年 1 回以上

- (1) 施設等の見学
- (2) 利用者の状況の説明
- (3) 施設等の運営状況・行事案内
- (4) 地域の行事・イベントの共有
- (5) 意見交換

◎ 地域の方に知ってもらい、客観的な意見をいただくことで、サービスの向上につながります。
どうぞ、ご協力をお願いいたします。

千葉市

制度について
障害福祉サービス課
TEL 043-245-5174

問
合
せ
先

個別の会議について
各事業所に、直接、
お問合せ下さい。